



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月15日火曜日 第1448号

◇ 目次 ◇

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則..... 449

告 示

特約業者の指定の取消し..... 476

新たに生じた土地の確認（伊方町）..... 476

字の区域の変更（ " ）..... 476

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 476

字の区域の変更（ " ）..... 476

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 476

字の区域の変更（ " ）..... 476

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 476

字の区域の変更（ " ）..... 476

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 477

字の区域の変更（ " ）..... 477

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 477

町の区域の変更（ " ）..... 477

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 477

字の区域の変更（ " ）..... 477

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 477

字の区域の変更（ " ）..... 478

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 478

字の区域の変更（ " ）..... 478

新たに生じた土地の確認（宇和島市）..... 478

字の区域の変更（ " ）..... 478

落札者等の告示（2件）..... 478

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 479

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 483

医療機関の指定..... 484

指定医療機関の休止の届出..... 484

指定医療機関の廃止の届出..... 484

落札者等の告示..... 484

医師の指定..... 484

指定医師の所在地の変更..... 485

医療機関の指定..... 485

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）..... 485

新たな土地改良事業の施行の認可（3件）..... 486

土地改良事業の工事完了の届出（3件）..... 486

保安林予定森林..... 487

解除予定保安林にする旨の通知等..... 488

地方卸売市場の廃止の許可..... 488

卸売業務の廃止の届出..... 488

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 488

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... 491

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 491

公 告

土地立入公告..... 493

一般競争入札の実施..... 493

教育委員会訓令

愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令..... 494

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数の告示..... 497

任 免 辞 令

公営企業任免辞令定年退職..... 497

公営企業任免辞令（2件）..... 497

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第43号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和55年愛媛県規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	省令第7条第1項の知事に提出する申請書	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（様式第1号）
2	省令第7条第7項の知事に提出する申請書	従事者証交付申請書（様式第2号）
3	省令第15条第1項の知事に提出する申請書	指定猟法許可申請書（様式第3号）
4	省令第20条第1項	鳥獣飼養登録（更新）申請書

	の申請書	(様式第4号)
5	省令第21条の届出書	登録鳥獣譲受け等届出書(様式第5号)
6	省令第24条第1項の申請書	販売禁止鳥獣等販売許可申請書(様式第6号)
7	省令第39条第1項の知事に提出する申請書	鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書(様式第7号)
8	省令第42条第1項の申請書	銃猟承認申請書(様式第8号)
9	法第41条の申請書	狩猟免許申請書(様式第9号)
10	法第51条第1項の申請書	狩猟免許更新申請書(様式第10号)
11	法第56条の申請書	狩猟者登録申請書(様式第11号)
12	法第61条第2項の申請書	変更登録申請書(様式第12号)
13	省令第48条第4項及び第65条第8項の届出書	住所等変更届出書(様式第13号)
14	省令第7条第9項、第15条第5項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書	鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書(様式第14号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第19条第5項の申請	鳥獣飼養登録(更新)申請書
2	省令第7条第10項及び第11項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項並びに第42条第5項の知事への届出	住所等変更届出書
3	省令第7条第12項及び第13項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条並びに第65条第10項の知事への届出並びに省令第65条第4項の申請	鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

(書類の提出期限)

第4条 第2条の表8の項に掲げる書類は、銃猟制限区域内における銃猟をしようとする日の2週間前までに提出しなければならない。

2 前条の表1の項に掲げる書類は、当該申請に係る鳥獣飼養登録票の有効期間満了の日前7日までに提出しなければならない。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第5条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- (2) 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- (3) 次に掲げる工作物の設置
 - ア 住宅及びこれに附属する工作物
 - イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - エ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
 - カ その高さが5メートル以内の展望台
 - キ その延長が500メートル以内の歩道
 - ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
 - ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所
 - コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物
 - サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - シ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物
 - ス 自然木を利用した仮設索道
 - セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
- (4) 政令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - ア 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為
 - イ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為
 - ウ 河川法(昭和39年法律第167号)による河川の管理又は砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の海岸保全区域の管理として行う行為
 - エ 測量法(昭和24年法律第188号)第4条に規定する基本測量若しくは同法第5条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第6条に規定する水路測量を行うために必要な行為
 - オ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
 - カ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安

全の確保に関する事務に必要な行為

キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為

ク 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3に定める機関をいう。ケにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為

ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

コ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為

サ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為

シ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為

ス 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（鳥獣保護員の設置）

第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証（様式第15号）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（公聴会）

第7条 知事は、法第7条第4項（法第12条第5項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）及び法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公示は、公聴会の日の3週間前までに愛媛県報により行うものとする。

3 第1項の通知を受けた公述人は、当該公聴会の日から1週間前までに当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事が指名する職員が議長として主宰する。

5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席して

いないときは、議長は、その提出した第3項の意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

8 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（書類の経由）

第8条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方局長（所轄の地方局が2以上ある場合は、いずれかの地方局長）を経由しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により市町村が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、前項の規定は、適用しない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成15年4月16日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された書類とみなす。

様式第1号（第2条関係） 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	殿
	〒
申請者	住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） [㊞]
	職 業
	年 月 日生
	電話番号
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法	
愛がんのための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨	
銃器を使用する場合にあっては、銃砲所持許可番号、許可年月日及び銃砲の種類	
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、氏名の下に「外 名」と人数を記載すること。

4 「捕獲等又は採取等の目的」欄は、学術研究、有害鳥獣捕獲等の捕獲等をする事由を記載すること。

5 「捕獲等又は採取等の区域」欄は、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。

6 「捕獲等又は採取等の方法」欄は、使用する捕獲用具の名称を記載すること。

- 7 「捕獲等又は採取等をした後の処置」欄は、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、計測後放鳥、殺処分、飼養等と記載すること。
- 8 「愛がんのための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等」欄は、愛がんのための飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記載すること。また、申請者が申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。
- 9 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨」欄は、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第1項の特別保護地区、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。
- 10 「銃器を使用する場合にあっては、銃砲所持許可番号、許可年月日及び銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、許可年月日及び銃砲の種類を記載すること。
- 11 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、代表者以外の者に係る鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙）
 - (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（自ら飼養する場合を除く。）
 - (3) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (4) 使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面
 - (5) その他知事が必要と認める書類

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所 (電話番 号)	ふり 氏	がな 名	印	職業	生年 月日	捕獲等をし ようとする 鳥獣又は採 取等をする 鳥類の卵の 種類及び数 量	銃器を使用する場合			備考
							銃砲所持 許可番号	許 可 年 月 日	銃 砲 の 種 類	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 銃器を使用する場合以外にあっては、「銃器を使用する場合」欄は、省略することができる。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 「捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量」欄は、各人別に割り振られた頭・羽(個)数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲する場合等にあつては、「合計 人で1頭」の例により記載すること。
- 5 「銃砲所持許可番号」欄、「許可年月日」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、許可年月日及び銃砲の種類を記載すること。

様式第2号(第2条関係) 従事者証交付申請書

従事者証交付申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事	殿
〒	
主たる事務所の所在地	
申請者	名 称
代表者の氏名 ㊟	
電 話 番 号	
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可証の番号	
従事者の住所	〒 電話番号
従事者の氏名	外 名 (別紙名簿のとおり) ㊟
従事者の職業	
従事者の生年月日	年 月 日 生
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
銃砲所持許可番号、許可年月日及び銃砲の種類	銃砲所持許可番号 許可年月日 銃砲の種類

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「従事者の氏名」欄は、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「従事者の氏名」欄は、従事者代表者の氏名を記載すること。
- 4 「捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量」欄は、各人別に割り振られた頭・羽(個)数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲する場合等にあつては、「合計 人で1頭」の例により記載すること。
- 5 「銃砲所持許可番号、許可年月日及び銃砲の種類」欄は、銃器を使用する場合のみ記載すること。
- 6 従事者のうち代表者以外の者については、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿(別紙)に記載の上、添付すること。

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住 所 (電話番号)	ふり 氏 がな 名	印	職業	生年 月日	捕獲等をする 鳥獣又は採 取等をする 鳥類の卵の 種類及び数 量	銃器を使用する場合			備考
						銃砲所持 許可番号	許 可 年 月 日	銃砲 の種 類	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量」欄は、各人別に割り振られた頭・羽（個）数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲する場合等にあつては、「合計 人で1頭」の例により記載すること。
- 4 「銃砲所持許可番号」欄、「許可年月日」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、許可年月日及び銃砲の種類を記載すること。

様式第3号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

指 定 猟 法 許 可 申 請 書 年 月 日 愛媛県知事 殿 〒 申請者 住 所 氏 名 (印) 職 業 年 月 日生 電話番号		
指定猟法の種類		
指定猟法によらなければならない理由		
捕獲等をしようとする目的、期間及び区域	目 的	
	期 間	
	区 域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量		
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法		
備 考		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、氏名の下に「外名」と人数を記載すること。
- 4 「指定猟法の種類」欄は、猟法の種類及び使用する捕獲猟具の名称を記載するとともに、銃器を使用する場合にあっては、当該銃器の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、許可年月日及び銃砲の種類を記載すること。
- 5 「指定猟法によらなければならない理由」欄は、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがない事由を記載すること。
- 6 「捕獲等をしようとする目的、期間及び区域」の「目的」欄は、学術研究、有害鳥獣捕獲等の捕獲等をする事由を、「区域」欄は、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。
- 7 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、代表者以外の者に係る指定猟法許可申請者名簿(別紙)
- (2) わなを使用する場合については、当該わなの構造及び設置方法等を示す図面等

- (3) 捕獲等をしようとする場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (4) その他知事が必要と認める書類

別紙 指定猟法許可申請者名簿

住 所 (電話番 号)	ふり 氏	がな 名	印	職業	生年 月日	捕獲等をし ようとする 鳥獣の種類 及び数量	銃器を使用する場合			備考
							銃砲所持 許可番号	許 可 年 月 日	銃 砲 の 種 類	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 銃器を使用する場合以外にあっては、「銃器を使用する場合」欄は、省略することができる。
- 3 「捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量」欄は、各人別に割り振られた頭・羽数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲する場合等にあっては、「合計 人で1頭」の例により記載すること。
- 4 「銃砲所持許可番号」欄、「許可年月日」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、交付年月日及び銃砲の種類を記載すること。

様式第4号(第2条、第3条関係) 鳥獣飼養登録(更新)申請書

鳥 獣 飼 養 登 録 (更 新) 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

〒

住 所 (法 人 に あ っ て は 、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)

申請者

ふり 氏が 名 (法 人 に あ っ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名) ㊤

電話番号

飼養しようとする鳥獣の種類及び雌雄の別並びに数量	種類及び雌雄の別				
	数 量				
飼 養 の 目 的					
飼 養 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
入 手 の 方 法					
現在飼養している鳥獣の種類及び雌雄の別並びに数量	種類及び雌雄の別				
	数 量				
(愛媛県収入証紙ちょう付欄)					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 鳥獣飼養登録申請書の申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 鳥獣飼養登録更新申請書にあっては、押印を要しない。
- 5 「入手の方法」欄は、鳥獣飼養登録を受けようとする者にあっては飼養しようとする鳥獣に係る鳥獣捕獲等許可証番号を、有効期間の更新を受けようとする者にあっては更新を受けようとする鳥獣飼養登録票番号を記載すること。
- 6 有効期間の更新を受けようとする場合にあっては、更新に係る鳥獣飼養登録票を添付すること。

様式第5号(第2条関係) 登録鳥獣譲受け等届出書

登録鳥獣譲受け等届出書					
愛媛県知事		殿		年 月 日	
〒					
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
届出者					
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟					
電話番号					
譲受け又は引受けをした鳥獣の種類及び雌雄の別並びに数量	種類及び雌雄の別				
	数 量				
譲受け又は引受けをした年 月 日	年 月 日				
届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所				
	氏 名				
譲受け又は引受けに係る鳥獣飼養登録票	番 号	発 行 者 名	有 効 期 限		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 鳥獣飼養登録票を添付すること。

様式第6号(第2条関係) 販売禁止鳥獣等販売許可申請書

販売禁止鳥獣等販売許可申請書		
愛媛県知事 殿	年 月 日	
〒		
申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟	
職 業	年 月 日生	
電話番号		
販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類、数量及び所在地	種 類	
	数 量	
	所在地	
許可を受けようとする事 由		
販 売 先		
販 売 予 定 期 間		
入手経路又は生産規模		
備 考		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第7号(第2条関係) 鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書

鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書		
愛媛県知事 殿		年 月 日
干		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
申請者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)①	
電話番号		
行為の種類		
行為の目的		
行為の場所	市 郡	町 村 大字 字 番地
特別保護指定区域に該当の有無		
行為の場所及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の着手及び	着手年月日	年 月 日
完了の予定日	完了年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 「行為の種類」欄は、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採等を具体的に記載すること。

4 「行為の場所及びその付近の状況」欄は、地況、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記載すること。

5 「行為の施行方法」欄は、次の区分に従い必要な事項を記載すること。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、その規模及び構造

(2) 水面の埋立て又は干拓にあっては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び埋立て又は干拓後の取扱い

(3) 木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の伐採種別、樹種別本数、伐採面積、樹齢、材積及び伐採跡地の取扱い

6 次に掲げる図面、写真及び書類を添付すること。

(1) 行為の場所及び施行方法を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真

(3) その他知事が必要と認める書類

様式第8号(第2条関係) 銃猟承認申請書

銃 猟 承 認 申 請 書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
〒		
申請者	住 所 ふり 氏 名	(印)
	職 業	
		年 月 日 生
	電話番号	
銃猟をしようとする銃猟制限区域の名称		
銃猟をしようとする年月日		年 月 日
狩猟者登録証番号		号
承 認 関 係	受 付 番 号	
	銃 猟 承 認 の 可 否	
	承 認 年 月 日	年 月 日
	承 認 番 号	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 印欄には、記載しないこと。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 狩猟者登録証の写し
 (2) その他知事が必要と認める書類

様式第9号(第2条関係) 狩猟免許申請書

(表)

整理番号						(愛媛県収入証紙ちょう付欄)	
狩 猟 免 許 申 請 書							
愛媛県知事 殿							
年 月 日							
住 所	〒						
電話番号							
ふりがな							
氏 名	㊞						
生年月日	年 月 日 生						
試験会場	第1希望		第2希望				
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可							
網・わな猟免許	網 わな						
第1種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号				
		許 可 年 月 日	年 月 日				
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号				
		許 可 年 月 日	年 月 日				
第2種銃猟免許	空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号				
		許 可 年 月 日	年 月 日				
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視 力	聴 力	運 動 能 力		
網・わな猟免許	号						
第1種銃猟免許	号						
第2種銃猟免許	号						

(裏)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書を提出していることの有無				
他の狩猟免許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	更新の有無
	知事	年 月 日	号	
	知事	年 月 日	号	
(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ある場合は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。)				
罰金以上の刑に処せられたことの有無		有		無
刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日			年 月 日	
(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無(ある場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)				
狩猟免許を取り消されたことの有無		有		無
年 月 日	狩 猟 免 許 の 種 類	狩猟免許を取り消した都道府県知事名		
		知事		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 太枠欄は、記載しないこと。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

5 (1)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) 銃砲所持許可を受けていない者にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

様式第10号（第2条関係） 狩猟免許更新申請書

（表）

整理番号					
狩 猟 免 許 更 新 申 請 書					（愛媛県収入証紙ちよ う付欄）
愛媛県知事 殿					
年 月 日					
住 所	〒 電話番号				
ふりがな					
氏 名					
生年月日	年 月 日生				
試験会場	第1希望		第2希望		
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可					
網・わな 猟免許	網 わな				
第1種 銃猟免 許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号		
		許 可 年 月 日	年 月 日		
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号		
		許 可 年 月 日	年 月 日		
第2種 銃猟免 許	空気銃（高 圧圧縮ガス を使用する ものを含む 。）	銃砲所持許可番号	号		
		許 可 年 月 日	年 月 日		
免許の種類	狩猟免許番号	講 習 会	適性試験の結果		
			視 力	聴 力	運動能力
網・わな猟 免 許	号				
第1種銃猟 免 許	号				
第2種銃猟 免 許	号				

(裏)

(2) 更新しようとする狩猟免許			
狩 猟 免 許 の 種 類	狩 猟 免 許 を 与 え た 都 道 府 県 知 事 名	狩 猟 免 状 の 番 号	交 付 年 月 日
網・わな猟免許	知事	号	年 月 日
第1種銃猟免許	知事	号	年 月 日
第2種銃猟免許	知事	号	年 月 日
(3) 同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類			
狩 猟 免 許 の 種 類			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 太枠欄は、記載しないこと。

3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

4 (1)の「銃砲所持許可番号」欄及び「交付年月日」欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。

5 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) 銃砲所持許可を受けていない者にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

様式第11号（第2条関係） 狩猟者登録申請書

（表）

		登 録 番 号				
		狩 猟 免 許				
		損 害 の 賠 償				
整理番号		放鳥獣猟区の区域の登録の有無				
狩 猟 者 登 録 申 請 書						
愛媛県知事 殿				写 真		
				年 月 日		
住 所	〒		（愛媛県収入証紙ちょう付欄）			
	電話番号					
ふりがな						
氏 名	印					
職 業						
生年月日	年 月 日 生					
<p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類を選択し、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載すること。なお、第1種銃猟免許の所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録（空気銃）を申請する場合は、第1種銃猟免許の の中にレ印を付し、同欄に都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載し、第2種銃猟免許欄の空気銃の の中にレ印を付すこと。</p>						
網・わな猟免許	網 わな	都道府 県知事 名	知事	交付 年月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃	都道府 県知事 名	知事	交付 年月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号
第2種銃猟免許	空気銃（高 圧圧縮ガス を使用する ものを含む 。）	都道府 県知事 名	知事	交付 年月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所					
県の区域全部			放鳥獣猟区の区域		
(3) 狩猟免許の効力の停止の有無(ある場合は、停止期間を記載すること。)					
狩猟免許の効力の停止の有無	有	無	停止の期間	年月日から	年月日まで
(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年月日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年月日
第2種銃猟免許	空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年月日
(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(6) 職業分類					
専門的・技術的職業従事者		管理的職業従事者		事務従事者	
販売従事者		農林業作業者		採鉱・採石作業者	
運輸・通信従事者		技能工・生産工程作業者		単純労働者	
保安職業従事者		サービス職業従事者		分類不能の職業従事者	
無職					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。

3 印欄は、記載しないこと。

4 記名押印に代えて署名することができる。

5 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

6 (4)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、主として使用する銃砲1丁について記載すること。

7 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第6号に規定する要件を備えていることを証する書類

(2) 県の区域外に住所を有する者にあつては、現に狩猟免許を受けていることを証する書類(申請者が狩猟免許を提示する場合を除く。)

(3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちょう付すること。)

様式第12号（第2条関係） 変更登録申請書

（表）

		登 録 番 号				
		狩 猟 免 許				
		損 害 の 賠 償				
整理番号		放鳥獣猟区の区域の登録の有無				
変 更 登 録 申 請 書						
愛媛県知事 殿				写 真		
				年 月 日		
住 所		〒		（愛媛県収入証紙ちょう付欄）		
		電話番号				
ふりがな						
氏 名		Ⓜ				
職 業						
生年月日		年 月 日 生				
変更しようとする狩猟者登録証の番号						
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日				
<p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類を選択し、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載すること。なお、第1種銃猟免許の所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録（空気銃）を申請する場合は、第1種銃猟免許の の中にレ印を付し、同欄に都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載し、第2種銃猟免許欄の空気銃の の中にレ印を付すこと。</p>						
網・わな猟免許	網 わな	都道府 県知事 名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃	都道府 県知事 名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号
第2種銃猟免許	空気銃（高 圧圧縮ガス を使用する ものを含む 。）	都道府 県知事 名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免状の番号 号

(裏)

(2) 変更しようとする場所					
県の区域全部			放鳥獣猟区の区域		
(3) 狩猟免許の効力の停止の有無(ある場合は、停止期間を記載すること。)					
狩猟免許の効力の停止の有無	有	無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許 可 年 月 日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許 可 年 月 日	年 月 日
第2種銃猟免許	空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許 可 年 月 日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 印欄は、記載しないこと。

5 (1)及び(2)は、変更がない場合は、記載する必要がない。

6 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

7 (4)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、主として使用する銃砲1丁について記載すること。

8 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちょう付すること。)を添付すること。

様式第13号 (第2条、第3条関係) 住所等変更届出書

住所等変更届出書										
	年 月 日									
愛媛県知事 殿	〒									
届出者 氏名	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)									
職業	業									
	年 月 日生									
	電話番号									
鳥獣捕獲等許可証等の番号 及び交付年月日	番 号									
	交付年月日									
変 更 の 内 容	変 更 前									
	変 更 後									
	変 更 前									
	変 更 後									
	変 更 前									
	変 更 後									
	変 更 前									
	変 更 後									
変 更 の 年 月 日	年 月 日									
変 更 の 理 由										
鳥獣捕獲等許可証等の種類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">鳥獣捕獲等許可証</td> <td style="width: 33%;">従事者証</td> <td style="width: 33%;">指定猟法許可証</td> </tr> <tr> <td>鳥獣飼養登録票</td> <td>販売許可証</td> <td>銃猟承認証</td> </tr> <tr> <td>狩猟免状</td> <td>狩猟者登録証</td> <td>狩猟者記章</td> </tr> </table>	鳥獣捕獲等許可証	従事者証	指定猟法許可証	鳥獣飼養登録票	販売許可証	銃猟承認証	狩猟免状	狩猟者登録証	狩猟者記章
鳥獣捕獲等許可証	従事者証	指定猟法許可証								
鳥獣飼養登録票	販売許可証	銃猟承認証								
狩猟免状	狩猟者登録証	狩猟者記章								

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。
- 3 「変更の内容」欄は、申請書に記載した事項（狩猟者登録証の狩猟免許の種類及び狩猟をする場所を除く。）のうち、変更が生じたものについて記載すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 変更を証する書面
 - (2) 変更に係る鳥獣捕獲等許可証等

様式第14号（第2条、第3条関係） 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請（亡失等届出）書

鳥獣捕獲等許可証等再交付申請（亡失等届出）書 年 月 日			
愛媛県知事 殿			
〒			
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
申請（届出）者 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ①			
職 業			
年 月 日 生			
電話番号			
亡失等をした鳥獣捕獲等許可証等の種類	鳥獣捕獲等許可証 指定猟法許可証 販売許可証 狩猟者登録証	従事者証 鳥獣飼養登録票 銃猟承認証 狩猟者記章	狩猟免状
亡失等をした鳥獣捕獲許可証等の番号	交付年月日	年 月 日	
亡失等をした事情			
再交付を受けようとする鳥獣捕獲等許可証等の種類	鳥獣捕獲等許可証 指定猟法許可証 販売許可証 狩猟者登録証	従事者証 鳥獣飼養登録票 銃猟承認証 狩猟者記章	狩猟免状
再交付を受けようとする理由	亡失 滅失 汚損 破損 他の都道府県知事の登録を受けるため（狩猟免状に限る。）		
（愛媛県収入証紙ちよう付欄）			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 鳥獣捕獲等許可証等亡失等届出書の届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請書にあっては、押印を要しない。
- 5 のある欄は、該当する の中にレ印を記載すること。
- 6 職業、生年月日、「亡失等をした鳥獣捕獲等許可証等の番号」欄及び「交付年月日」欄は、再交付申請の場合のみ記載すること。
- 7 「亡失等をした事情」欄は、亡失等年月日、亡失等をした場所及び亡失等をした時の状況を具体的に記載すること。
- 8 再交付を受けようとする理由が汚損又は破損の場合にあっては、汚損し、又は破損した狩猟免状等を添付すること。
- 9 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を申請する場合にあっては、愛媛県収入証紙をちよう付すること。

様式第15号 (第6条関係) 鳥獣保護員証

1 ページ

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">鳥 獣 保 護 員 証</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">愛 媛 県</p>	<p style="font-size: 18px;">6 cm</p>
<p style="font-size: 18px;">9 cm</p>	

2 ページ

第 号		交付年月日	年	月	日
		有効期限	年	月	日
(写 真)	鳥 獣 保 護 員 証				
(写真枠)	住 所				
	氏 名				
			年	月	日生
	所 属				
	愛媛県知事				印

3 ページ

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抜粋）

（鳥獣保護員）

第78条 鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護員を置くことができる。

2 鳥獣保護員は、非常勤とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）（抜粋）

（鳥獣保護員の設置）

第5条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証（様式第15号）を携帯し、関係者から提出を求められたときは、これを提示しなければならない。

告 示

○愛媛県告示第917号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社四国セントラル石油小濱正壽	松山市余戸南二丁目25番33号	平成15年4月7日

○愛媛県告示第918号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積（平方メートル）
伊方町大浜字畑尻鼻2の1、7の2及び7の9から7の11までの地先	9,486.38

○愛媛県告示第919号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
大浜字畑尻鼻	伊方町大浜字畑尻鼻2の1、7の2及び7の9から7の11までの地先公有水面埋立地	面積（平方メートル） 9,486.38

○愛媛県告示第920号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積（平方メートル）
宇和島市下波611、612、705から707まで、728から731まで、779及び795の4の地先	559.87

○愛媛県告示第921号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
下波	宇和島市下波611、612、705から707まで、728から731まで、779及び795の4の地先公有水面埋立地	面積（平方メートル） 559.87

○愛媛県告示第922号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積（平方メートル）
宇和島市下波5394の4、5398、5400、5404、5406、5407及び5409の地先	288.52

○愛媛県告示第923号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
下波	宇和島市下波5394の4、5398、5400、5404、5406、5407及び5409の地先公有水面埋立地	面積（平方メートル） 288.52

○愛媛県告示第924号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積（平方メートル）
宇和島市戸島2655から2665まで、2667、2669の1、2670から2673まで、2676、2787から2789まで、2791から2793まで及び2805から2813までの地先	2,000.15

○愛媛県告示第925号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
戸島	宇和島市戸島2655から2665まで、2667、2669の1、2670から2673まで、2676、2787から2789まで、2791から2793まで及び2805から2813までの地先公有水面埋立地	2,000.15

○愛媛県告示第926号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市戸島2132の1、2132の5、2133の1、2133の2、2135、2211の1から2211の4まで、2218の1及び2218の2の地先	2,673.47

○愛媛県告示第927号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
戸島	宇和島市戸島2132の1、2132の5、2133の1、2133の2、2135、2211の1から2211の4まで、2218の1及び2218の2の地先公有水面埋立地	2,673.47

○愛媛県告示第928号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市弁天町二丁目318の370から318の372まで並びに築地町二丁目318の245、318の246及び318の250の地先	1,551.30

○愛媛県告示第929号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
弁天町二丁目	宇和島市弁天町二丁目318の370から318の372までの地先公有水面埋立地	717.55
築地町二丁目	宇和島市築地町二丁目318の245、318の246及び318の250の地先公有水面埋立地	833.75

○愛媛県告示第930号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦西新62の4、西新81の1、西新81の2、西1852の2、西1884の1、西1884の3、西2236の1、西2236の2、西2238の1、西2241、西2242の1及び西2245の1の地先	632.86

○愛媛県告示第931号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
三浦	宇和島市三浦西新62の4、西新81の1、西新81の2、西1852の2、西1884の1、西1884の3、西2236の1、西2236の2、西2238の1、西2241、西2242の1及び西2245の1の地先公有水面埋立地	632.86

○愛媛県告示第932号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦西新13の1、西新17の1、西新17の3、西新88の1、西新116、西1025の3、西1032の1、西1160から西1162まで、西1165の2及び西1167の2の地先	284.23

○愛媛県告示第 933 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦	宇和島市三浦西新13の1、西新17の1、西新17の3、西新88の1、西新116、西1025の3、西1032の1、西1160から西1162まで、西1165の2及び西1167の2の地先公有水面埋立地		284.23

○愛媛県告示第 934 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市戸島2064の1、2064の2、2065の1から2065の3まで、2131、2132の1及び2132の4から2132の6までの地先	727.91

○愛媛県告示第 935 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 4 月15日

○愛媛県告示第 938 号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内LANシステム運用管理業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年3月28日	株式会社トゥワード 松山市三番町四丁目7番地10	34,440,000円	一般競争入札	平成15年2月7日

○愛媛県告示第 939 号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年3月28日	株式会社STNet 高松市春日町1735番地3	129,990,000円	一般競争入札	平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
戸島	宇和島市戸島2064の1、2064の2、2065の1から2065の3まで、2131、2132の1及び2132の4から2132の6までの地先公有水面埋立地		727.91

○愛媛県告示第 936 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市戸島2218の6の地先	2,057.83

○愛媛県告示第 937 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 4 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
戸島	宇和島市戸島2218の6の地先公有水面埋立地		2,057.83

○愛媛県告示第 940 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 圧搾式フィルタープレス

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	ろ過容積110.4リットル×2基 ろ過容積110リットル×1基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 13 最大 15	

(2) カートリッジ式フィルター

特定施設の種類	政令別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	1分間当たり100リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 51 最大 61	

(3) 廃ガス洗浄設備（水酸化Ni - Co洗浄塔）

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり80ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～5 最大 2～5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満

浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
窒素含有量 (単位 1 リットルにつき グラム)	通常 82 最大 82
りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.2 最大 2.4

(4) 廃ガス洗浄設備(第2工場洗浄塔)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり70ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 6~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

備考 循環使用のため系外への排出はない。

(5) 化学研磨設備

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たり4メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~7 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 20	

(6) 電気めっき施設No.IX

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1時間当たり100メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 11
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 420 最大 480

(7) 汚水処理施設

特定施設の種 類	政令別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,000立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成13年5月15日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 8.3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 792 最大 939	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理
処 理 施 設 の 型 式	中和+凝集沈殿
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽：直径1.55メートル 高さ2.0メートル×2基 凝集槽：直径1.8メートル 高さ2.4メートル×2基 ろ過器：縦1.0メートル 横1.0メートル 長さ4.9メートル pH調整槽：直径1.55メートル 高さ2.0メートル×2基
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,000立方メートル処理

汚水等の処理の方式	中和+凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~10 最大 1.0~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 8.3	通常 7.4 最大 8.3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 792 最大 939	通常 792 最大 939	

(2) No.2 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和方式		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	pH調整槽：直径1.5メートル 高さ1.6メートル pH調整槽：直径1.9メートル 高さ2.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~10 最大 1~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.5 最大 8.7	通常 7.5 最大 8.7

	浮遊物質 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 5.9 最大 9.8	通常 5.9 最大 9.8
	りん含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 668 最大 767	通常 668 最大 767

(3) No.3 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	イオン交換+ろ過		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	純水製造装置：縦4.0メートル 横2.0メートル 高さ2.8メートル 純水製造装置：縦6.8メートル 横2.0メートル 高さ2.5メートル×3 原水槽：直径2.3メートル 高さ3.3メートル 原水槽：直径2.7メートル 高さ3.7メートル 原水中継槽：直径2.3メートル 高さ3.3メートル 再生廃液貯槽：直径2.85メートル 高さ5.5メートル 再生廃液貯槽：直径2.94メートル 高さ5.2メートル×2 ろ過機：縦1.0メートル 横1.0メートル 高さ4.9メートル ろ過機：縦0.39メートル 横0.39メートル 高さ0.63メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,200立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	イオン交換+ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.5~3.5 最大 2.5~3.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位1リット ルにつき ミリグラム)	通常 6.1 最大 7.7	通常 6.1 最大 7.7
	浮遊物質 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 150 最大 250	通常 50 最大 150
	窒素含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 16.0 最大 28.0	通常 16.0 最大 28.0

	りん含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,552 最大 1,759	通常 176 最大 187

備考 汚水はNo.2 汚水処理施設で再処理する。

(4) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留+中和+ろ過		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	廃液処理槽：直径2.6メートル 高さ3.4メートル×6基 遠心分離機：バスケットサイズ36インチ アンモニア蒸留塔：直径2.0 高さ17メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	蒸留+中和+ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位1リット ルにつき ミリグラム)	通常 32 最大 33	通常 8.5 最大 8.7
	浮遊物質 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 20	通常 10 最大 20
	窒素含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 600 最大 650	通常 34.3 最大 43.3
	りん含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 769 最大 941	通常 769 最大 941

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6.4 最大 7.2
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 14 最大 18
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 2,896 最大 3,468

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第941号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ及びヌ、第62号イ及びホ、第66号、第67号並びに第74号
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理方法の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) No.1 処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
汚染状態の値	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	通常	通常	通常
	最大	最大	最大	最大
	881	881	939	939

(2) No.2 処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
汚染状態の値	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
		573	573	767	767

(3) No.3 処理施設

		変更前		変更後	
汚水等の1日当たりの量		処理前	処理後	処理前	処理後
（単位 立方メートル）	通常	1,251	132	1,552	176
	最大	1,416	142	1,759	187

備考 汚水はNo.2 処理施設で再処理する。

(4) No.4 処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
汚染状態の値	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	通常	通常	通常
		最大	最大	最大	最大
		853	853	941	941

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常	通常
		最大	最大
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 7.6 最大 7.9	通常 6.4 最大 7.2

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 50	通常 15
	最大 100	最大 20
	通常 17	通常 14
全室素（単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム）	最大 21	最大 18
	通常 1.0	通常 1.0
全りん（単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム）	最大 2.0	最大 2.0
	通常 2,177	通常 2,896
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	最大 2,645	最大 3,468

○愛媛県告示第 942 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
武岡歯科医院	武 岡 元 就	喜多郡内子町大字内子 甲1476番地3	平成 15.4.1
さかく調剤薬 局	酒 六 株 式 会 社	八幡浜市大字向灘字高 城229-2	平成 15.4.1
いしむら整形外 科	石 村 政 二	北宇和郡広見町大字奈 良4298番地1	平成 15.4.1
二光クリニック	大 西 克 幸	伊予郡砥部町大南457 番地1	平成 15.4.1

○愛媛県告示第 945 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
BSE検査セット 一式	愛媛県保健福祉部健 康衛生局業務衛生課 愛媛県松山市一番町 四丁目4番地2	平成15年4月1日	四国八洲薬品株式会社 愛媛営業所 愛媛県松山市来住町14 45番地1	233,950円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 （平成7年政令第372号）第10条 第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第 946 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	愛媛大学医学部附 属病院	濱 田 泰 伸	温泉郡重信町大字志津川	平成 15年4月1日
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	耳鼻咽喉科	財団法人積善会附 属十全総合病院	貞 本 晶 子	新居浜市北新町1番5号	〃
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	西 岡 慎 人	宇和島市御殿町1番1号	〃
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	喜多医師会病院	日 浅 豪	大洲市徳森字小鳥越2632-3	〃

まつもと薬局	松 本 充 子	八幡浜市大字大平1番 耕地774-6	平成 15.3.24
--------	---------	-----------------------	---------------

○愛媛県告示第 943 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
新野外科胃腸科 医院	新 野 和 夫	八幡浜市大字松柏乙99 9	平成 15.4.1

○愛媛県告示第 944 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日本調剤沢津薬 局	日本調剤株式会 社	新居浜市清水町5-35	平成 15.2.28
モリオカ歯科柳 谷村診療所	医療法人 モリオカ 歯 科	上浮穴郡柳谷村大字柳 井川839番地	平成 14.4.12

○愛媛県告示第 947 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
本 田 俊 雄	済生会西条病院	西条市朔日市269 - 1	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684番地2	平成12年7月1日
長 江 明 宏	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684番地2	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	平成12年7月1日
杉 本 晃	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	医療法人真泉会第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	平成15年3月1日
松 原 寛	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスパ甲570番地	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	平成15年3月1日

○愛媛県告示第 948 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。
平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

そがめ薬局壬生川店	東予市壬生川123 - 1		平成15年4月1日
さかろく調剤薬局	八幡浜市大字向灘字高城229 - 2		平成15年4月1日

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年月日
あかり調剤薬局	東予市喜多台481番地1		平成15年4月1日

○愛媛県告示第 949 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに宇和町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ショッピング宇和店	東宇和郡宇和町卯之町五丁目390番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年4月1日	平成15年3月31日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時10分から 午後8時30分まで	午前8時40分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに宇和町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 950 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ショッピング内子店	喜多郡内子町大字内子字東888番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時30分 閉店時刻 午後 8 時30分	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 12 時	平成15年 4月 1 日	平成15年 3月31日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時10分から 午後 9 時まで	午前 8 時40分から 午前 0 時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 951 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長野下井手地区）の施行を平成15年 4月 3日認可した。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 952 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東予市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小向川地区）の施行を平成15年 4月 3日認可した。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 953 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東予市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・旦之上下地区）の施行を平成15年 4月 3日認可した。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 954 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、重信町志津川土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	垣ノ内地区	平成15年 2月28日

○愛媛県告示第 955 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、中山町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
中山町基盤整備事業（区画整理）	影之浦地区	平成14年10月18日

○愛媛県告示第 956 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、瀬戸町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	大江地区	平成15年1月15日

○愛媛県告示第 957 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市西之川字下谷甲50の 1 から甲50の 3 まで、甲52の 2、甲54の 1、甲56

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下谷甲50の 3、甲56

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字長類ノ元戊10の 1、戊10の 4、戊10の 5、戊14の 1、字サダノ上戊11、字上類ノ上戊12の 3、字コヲダノ上戊13、字藤兵衛類ノ元戊15の 1、字烏帽子岩戊16、字ランジャク瀧戊17の 1、字ツエ谷戊18の 1、戊18の 2、字隠居林戊19の 1、字野々下戊20の 1、字野ノ下戊21の 1、字長洲ノ上戊22の 1、戊22の 2、字長洲戊23の 1、字野戊24、字野々口戊25、字ヒジリ臺戊26、字鉾石戊27、戊30、戊31、字焼瀧ノ上戊28、戊29、字鎌塚戊32、字カマツカ戊34の 1 から戊34の 3 まで、戊35、字岸ノ下戊36の 1、戊37、字中ノ池 5 号17、5 号20の 1 から 5 号20の 3 まで、5 号21の 1、5 号21の 2、5 号22の 2、5 号24の 1、5 号27の 3、5 号28、5 号29、5 号31の 1、5 号31の 2、5 号35の 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤兵衛類ノ元戊15の 1、字ランジャク瀧戊17の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字周木字小浦 1 番耕地 255 の 1、1 番耕地 259、1 番耕地 261 から 1 番耕地 263 まで、1 番耕地 272、1 番耕地 273、1 番耕地 274 の 1、1 番耕地 274 の 2、1 番耕地 278、1 番耕地 282、1 番耕地 283 の 1、1 番耕地 283 の 2、1 番耕地 284、1 番耕地 296 の 1、1 番耕地 296 の 2、字坂本 2 番耕地76の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小浦 1 番耕地 255 の 1・1 番耕地 259・1 番耕地 261・1 番耕地 296 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字長早字マツカド 3 番耕地 727、3 番耕地 729、3 番耕地 732 から 3 番耕地 734 まで、字オオサンバタ 3 番耕地 731 の 1、3 番耕地 731 の 2、3 番耕地 744、字シュウキミチ 3 番耕地 735、3 番耕地 742、字サンバタケ 3 番耕地 743 の 1、3 番耕地 743 の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字シュウキミチ 3 番耕地 735・3 番耕地 742・字マツカド 3 番耕地 727（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、3 番耕地 734

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市中興字向甲1の1、甲1の2、甲2の1から甲2の7まで、甲3の1、甲3の2、大保木字土居壬35から壬37まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡中島町大字元怒和甲434、甲438、甲440、甲497、甲500の2、甲501

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第958号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡内海村柏1114・1115から1118まで・1123から1132まで(以上15筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び内海村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第959号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

許可年月日	開設者の氏名又は名称	廃止に係る地方卸売市場		取扱品目の部類
		所在地	名称	
平成15年3月31日	吉田町漁業協同組合	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地	吉田町地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第960号

愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成15年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

廃止年月日	卸売業者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成15年3月31日	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地	吉田町漁業協同組合	吉田町地方卸売市場	水産物部

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 自然保護課の表7の部を次のように改める。

7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護事業計画の作成及び変更（第4条第1項、第3項、第4項）		○		
	2 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（第4条第3項、第4項、第7条第1項、第4項から第7項まで）				
	3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。				
	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（第9条第1項、第7項から第9項まで、第11項から第13項まで）				○
	(2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る措置命令及び許可の取消し（第10条）				
	(3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限（第4条第3項、第7条第4項、第12条第2項、第3項、第5項）				
	(4) 特定鳥獣に係る狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部の解除（第4条第3項、第7条第4項、第12条第3項、第5項、第14条）				
	(5) 指定猟法禁止区域の指定（第15条第1項、第2項、第13項、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第14条第1項、第2項）				
	(6) 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可（第9条第7項、第15条第4項、第7項、第9項、第11項）				○
	(7) 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令及び許可の取消し（第10条第2項、第15条第10項、第11項）				
	4 鳥獣の飼養、販売等の規制に関すること。				
	(1) 登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養した者に対する措置命令（第22条第1項）				
	(2) 第23条の規定に違反した者に対する措置命令（第24条第9項）				○
	5 鳥獣保護区に関すること。				
	(1) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定並びに指定の変更及び解除並びに特別保護指定区域の区域及び期間の指定（第4条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第13項、第28条第1項、第3項から第10項まで、第29条第1項、第3項から第5				

項まで、第7項第4号、省令第36条、第37条第1項)				
(2) 特別保護地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可(第29条第7項)				○
(3) 措置命令等(第30条第1項から第3項まで)				
(4) 実地調査(第31条第1項、第2項)				○
(5) 損失の補償(第32条第1項、第3項)		○		
6 休猟区の指定(第34条第1項、第3項、第5項)				
7 銃猟禁止区域及び銃猟制限区域に関する こと。				
(1) 指定(第34条第3項、第5項、第35条第1項、第12項)				
(2) 銃猟制限区域内における銃猟の承認(第24条第5項、第35条第3項、第8項、第10項、第12項)				
(3) 措置命令及び承認の取消し(第24条第10項、第35条第11項、第12項)				
8 狩猟免許に関すること。				
(1) 狩猟免許試験の公示等(第41条、省令第51条第2項、第3項)				
(2) 狩猟免許試験の受験禁止(第50条第3項、省令第57条)				
(3) 狩猟免許の取消し及び効力の停止(第52条、省令第62条第2項)				
9 狩猟者登録に関すること。				
(1) 狩猟者登録及び拒否(第55条第1項、第57条第1項、第3項、第58条、第60条、第63条、第65条、第67条)				
(2) 変更の登録等(第57条第1項、第3項、第58条、第61条第1項、第3項から第5項まで、第65条)				
(3) 登録の取消し並びに全部又は一部の効力の停止(第63条から第65条まで、第67条第2項)				
(4) 狩猟の結果の報告の受理(第66条)				
10 猟区に関すること。				
(1) 認可(第68条第1項、第70条第1項)				
(2) 猟区管理規程の変更及び猟区の廃止の認可(第70条第1項、第71条第1項、第3項)				
(3) 猟区管理規程の変更の届出の受理(第71条第2項)				
(4) 認可の取消し(第70条第1項、第72条)				
(5) 県設定猟区の維持管理事務の委託(第73条第1項、第2項)				
11 報告徴収及び立入検査等(第75条第1項から第3項まで)				○

12 取締りに従事する職員の指名（第76条）				
13 鳥獣保護員の任命（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則第6条第1項）				
14 市町村に対する指示（第79条第2項）		○		

附 則

この訓令は、平成15年4月16日から施行する。

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第33号から第38号の2までを次のように改める。

- (33) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣法」という。）第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的及び鳥獣法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的で行う場合に限るものとし、国有林野の区域内において国が行う場合を除く。）の許可に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (34) 鳥獣法第10条の規定に基づく措置命令等に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (35) 鳥獣法第15条第4項の規定に基づく指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (36) 鳥獣法第15条第10項及び同条第11項において準用する鳥獣法第10条第2項の規定に基づく措置命令等に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (37) 鳥獣法第19条第1項及び第5項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録に関する事。
 - (38) 鳥獣法第20条第3項の規定に基づく登録鳥獣の譲受け又は引受けの届出の受理に関する事。
 - (38)の2 鳥獣法第22条の規定に基づく措置命令等に関する事。
- 第13条第4項第38号の2の次に次の9号を加える。
- (38)の3 鳥獣法第24条第9項の規定に基づく措置命令に關

すること。

- (38)の4 鳥獣法第29条第7項の規定に基づく特別保護地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の5 鳥獣法第30条第1項から第3項までの規定に基づく措置命令等に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の6 鳥獣法第31条第2項の規定に基づく実地調査の通知に関する事。
- (38)の7 鳥獣法第35条第3項の規定に基づく銃猟制限区域内における銃猟の承認に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の8 鳥獣法第35条第11項及び同条第12項において準用する鳥獣法第24条第10項の規定に基づく措置命令等に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の9 鳥獣法第75条第1項の規定に基づく報告徴収に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の10 鳥獣法第79条第2項の規定に基づく市町村に対する指示に関する事（2以上の地方局林業課の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (38)の11 狩猟免許及び狩猟者登録の証明に関する事。

- 第14条第5項第15号から第19号までを次のように改める。
- (15) 鳥獣法第39条の規定に基づく狩猟免許に関する事。
 - (16) 鳥獣法第41条、第49条及び第50条第1項の規定に基づく狩猟免許試験の施行、免除及び停止等に関する事。
 - (17) 鳥獣法第46条第1項並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第49条及び第50条の規定に基づく狩猟免状の記載事項の変更及び亡失の届出の受理並びに住所の変更の通知に関する事。
 - (18) 鳥獣法第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新に関する事。
 - (19) 鳥獣法第55条第1項、第58条（鳥獣法第61条第3項において準用する場合を含む。）及び第61条第1項の規定に基づく狩猟者登録に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。

附 則

この訓令は、平成15年4月16日から施行する。

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2 林業課の表11の部を次のように改める。

11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。			
	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（第9条第1項、第7項から第9項まで、第11項、第12項）			
	(2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る措置命令及び許可の取消し（第10条）			
	(3) 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可（第9条第7項、第15条第4項、第7項、第9項、第11項）			○
	(4) 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令及び許可の取消し（第10条第2項、第15条第10項、第11項）			
	2 鳥獣の飼養、販売等の規制に関すること。			
	(1) 飼養の登録（第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第21条）			○
	(2) 登録鳥獣の譲受け及び引受けの届出の受理（第20条第3項）			○
	(3) 措置命令及び登録の取消し（第22条）			○
	(4) 第23条の規定に違反した者に対する措置命令（第24条第9項）			○
	3 鳥獣保護区に関すること。			
	(1) 特別保護地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可（第29条第7項）			
	(2) 措置命令等（第30条第1項から第3項まで）			
	(3) 実地調査の通知（第31条第2項）			○
	4 銃猟制限区域に関すること。			
	(1) 銃猟の承認（第24条第5項、第35条第3項、第8項、第10項、第12項）			
	(2) 措置命令及び承認の取消し（第24条第10項、第35条第11項、第12項）			
	5 狩猟免許に関すること。			
	(1) 狩猟免許（第39条第1項、第42条、第43条、第45条第2項、第46条第2項）			
(2) 狩猟免許試験の施行、免除及び停止等（第41条、第49条、第50条第1項、第2項、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第51条第1項）			○	

(3) 狩猟免許の記載事項の変更及び亡失の届出の受理並びに住所の変更の通知(第46条第1項、省令第49条、第50条)			
(4) 狩猟免許の更新(第51条、省令第51条第3項)			
6 狩猟者登録に関すること。			
(1) 狩猟者登録及び拒否(第55条第1項、第57条第1項、第3項、第58条、第60条、第63条、第65条、第67条)			○
(2) 変更の登録等(第57条第1項、第3項、第58条、第61条第1項、第3項から第5項まで、第65条)			
(3) 登録の取消し及び全部又は一部の効力の停止(第63条から第65条まで、第67条第2項)			
(4) 狩猟の結果の報告の受理(第66条)			
7 報告徴収(第75条第1項)			○
8 市町村に対する指示(第79条第2項)	○		
9 狩猟免許及び狩猟者登録の証明			

附 則

この訓令は、平成15年4月16日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書に規定する通知があった。

平成15年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
日本道路公団
- 2 事業の種類
高速自動車国道四国横断自動車道建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
北宇和郡三間町大字是能、大字務田、大字曾根、大字成家及び大字則地内
宇和島市高串字馬根、字丁田、字ヨセオフ、字ニレノ木、字屋敷田、字コモノクボ、字中窪、字漆ヶ窪、字家藤、字琴ノ川、字岡ノ前、字河舞、字金山、字河前、字木瓜谷、字黒岩及び字寄防藪、伊吹町字小倉並びに光満字鳥越、字日待田、字木ノ元、字櫛挽、字下中畑、字中畑、字上中畑、字アイガ谷、字カイケ谷、字五百、字七百、字ソウカレ、字ソヲカレ、字ヒビノキ、字ヒビノ木、字エノキヲ、字榎尾、字大川内、字山ノ下、字紙漣、字メクラ谷、字藤川、字トリコへ、字大阪、字イモシ、字クシヒキ、字カミ中畑、字アイカ谷、字大河内及び字カミスキ地内
北宇和郡吉田町立間字ツカノクチ、字田島、字ツガノ口、字ツガノクチ、字大川内山及び字大明神地内
東宇和郡宇和町大字下川、大字皆田及び大字稲生地内
- 4 立ち入ろうとする期間
平成15年6月1日から平成16年3月31日

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年4月15日

愛媛県歴史文化博物館長

大石慎三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県歴史文化博物館清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成15年6月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県歴史文化博物館
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県歴史文化博物館総務課総務係
〒797 8511
愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2
電話（0894）62 6222

- (2) 入札書の受領期限
平成15年5月30日（金）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成15年5月30日（金）午前10時
愛媛県歴史文化博物館ミーティングルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県歴史文化博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県歴史文化博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning services for Museum of Ehime History and Culture , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 30 May 2003

- (3) For further information ,please contact: General Affairs Section ,General Affairs Division ,Museum of Ehime History and Culture # 11 2 Unomachi ,Uwacho , Higashiuwagun ,Ehime 797 8511 Japan
TEL 0894 62 6222

5 概要

- (1) 入札に付する委託業務名及び数量
愛媛県歴史文化博物館清掃業務 一式
- (2) 入札書受領期限
平成15年5月30日（金）午前10時
- (3) 問い合わせ先
愛媛県歴史文化博物館総務課総務係
〒797 8511
愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2
電話（0894）62 6222

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

県立学校

愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月15日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令

愛媛県県立学校修学旅行実施要領（昭和39年3月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 修学旅行の計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項について十分配慮しなければならない。

- (1) 教育的に有効適切であること。
- (2) 保護者の経済的負担が過重にならないこと。
- (3) 児童生徒の安全確保及び健康保持に関すること。

第5条を次のように改める。

第5条 修学旅行の日数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。ただし、特別の事情があるときは、当該限度を超えて実施することができるものとする。

- (1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。） 4泊5日
- (2) 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。） 5泊6日
- (3) 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部 1泊2日

第6条第1項中「参加生徒数30人（盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、5人）」を「次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加生徒数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 中学校 25人
 - (2) 高等学校 30人
 - (3) 盲学校、聾学校及び養護学校 5人
- 第6条第2項中「かわる」を「代わる」に、「が加わらな

ければ」を「を含まなければ」に改める。

第7条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときにあつては、校長は、それぞれ当該各号に定める書類を、当該旅行の実施の6月前までに、教育長に提出して、協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、第1号に定める書類により協議することを要しないものとする。

(1) 第5条ただし書の規定により同条本文各号に定める日数の限度を超えて修学旅行を実施しようとするとき 修学旅行実施計画書(様式第2号)

(2) 外国への修学旅行を実施しようとするとき 外国修学旅行実施計画書(様式第3号)

第7条第3項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号1の項中「重点目標」を「実施のねらい」に改め、同様式2の項中「、日程及び教育計画」を「及び日程」に改め、同様式4の項を次のように改める。

4 参加生徒数 第 学年 $\left(\begin{array}{cc} \text{男} & \text{人} \\ & \text{計} & \text{人} \\ \text{女} & \text{人} \end{array} \right)$

様式第1号6の項中「(旅費の出所等記入)」を削り、同様式7の項を次のように改める。

7 旅行業者名、連絡先等

様式第3号中「教高」を削り、「承認された」を「届け出た」に改め、同様式2の項中「(変更のあつた場合は、その理由を記入)」を削り、同様式4の項を削り、同様式5の項を同様式4の項とし、同様式6の項中「(発生の原因及び処置)」を削り、同項を同様式5の項とし、同様式中7の項から9の項までを削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第4号とする。

注1 1の項から3の項までについては、変更がない場合にあつては「届出書に同じ」と、変更があつた場合にあつてはその内容及び理由を記入すること。

2 5の項については、事故が発生しなかった場合にあつては「なし」と、事故が発生した場合にあつては当該事故の発生の原因及び処置を記入すること。

様式第2号1の項中「重点目標及び実施したい理由」を「実施のねらい」に改め、同様式2の項中「、日程及び教育計画」を「及び日程」に改め、同様式4の項を次のように改める。

4 参加生徒数 第 学年 $\left(\begin{array}{cc} \text{男} & \text{人} \\ & \text{計} & \text{人} \\ \text{女} & \text{人} \end{array} \right)$

様式第2号6の項中「(旅費の出所等記入)」を削り、同様式7の項を次のように改める。

7 旅行業者名、連絡先等

様式第2号9の項を次のように改める。

9 日数の限度を超えて実施する場合にあつては、その理由

様式第2号10の項を削り、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第7条関係)

修 学 旅 行 実 施 計 画 書

(番 号)
年 月 日

愛媛県教育委員会教育長殿

学校長氏名

次のとおり、修学旅行の日数の限度を超えて実施したいので、実施計画書を提出します。

- 1 実施のねらい
- 2 日数の限度を超えて実施する理由
- 3 期間、順路及び日程
- 4 宿泊施設名、所在地及び電話番号
- 5 参加生徒数 第 学年

男	人	計	人
女	人		
- 6 引率教職員の職、氏名
- 7 生徒1人当たりの旅費額
- 8 旅行業者名、連絡先等

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年4月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1 212 044
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 241
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268 674
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	378,248	126,083
今治市	95,107	31,703
宇和島市	50,022	16,674
八幡浜市	26,759	8,920
新居浜市	103,612	34,538
西条市	47,020	15,674
大洲市	30,733	10,245
川之江市	30,628	10,210
伊予三島市	30,437	10,146
伊予市	24,650	8,217
北条市	23,751	7,917
東予市	27,052	9,018
宇摩郡	15,841	5,281
周桑郡	19,423	6,475
越智郡	59,499	19,833
温泉郡	32,991	10,997
上浮穴郡	13,511	4,504
伊予郡	51,762	17,254
喜多郡	25,443	8,481
西宇和郡	27,769	9,257
東宇和郡	31,507	10,503
北宇和郡	42,375	14,125
南宇和郡	23,904	7,968

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

平成15年3月31日定年退職

愛媛県技術吏員	松原 潔
同	佐々木 嘉忠
同	清水 千鳥
同	亀岡 マチ子
同	三鍋 邦代
同	西 達子
同	藤井 保信
同	清水 宏
同	武田 晴雄
同	近藤 静子
同	森賀 昭恵
技術主任	宇野 博文
主任業務員	西 日出子
同	松村 志津香
同	西村 初栄
同	渡辺 静香
同	續 木 定子

○公営企業任免辞令

3月31日

愛媛県技術吏員	吉富 聰一
同	関 伸光
同	山下 恭史
同	大谷 享徳
同	平賀 修人
同	益田 章子
同	中須賀 美穂
同	矢萩 美穂
同	村上 ゆきえ
同	土屋 恵
同	鈴木 奈津紀
同	原 節子
同	松本 由里子
同	佐藤 恵子
同	上村 仁美
同	丹生谷 朱美
同	松浦 敬子
同	曾我 久美子
同	新山 賢二
同	寺尾 孝志
同	政岡 千種
同	村上 幸子
同	越智 恵
同	中矢 真由子
同	大塚 美紀
同	岡西 智美
同	兵頭 香織
同	大 島 絵梨

同	小 川 カツヨ		大 岡 啓 二
同	曾我部 マリ子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	豊 田 百合子	医療職（一）4級を命ずる	
同	合 田 美重子	医監を命ずる	
同	柴 垣 千 雪	県立中央病院泌尿器科部長を命ずる	
同	竹之内 純 子		津 田 孝 治
同	島 尾 禎 代	愛媛県技術吏員に任命する	
同	宮 下 良 美	医療職（一）4級を命ずる	
同	亀 岡 博	医監を命ずる	
同	徳 田 幸 代	県立新居浜病院放射線科部長を命ずる	
同	伯 耆 智 子		越 智 元 郎
同	大 西 すが子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	久 保 忍	医療職（一）4級を命ずる	
同	谷 口 恵 子	医監を命ずる	
同	吉 田 智佐子	県立新居浜病院麻酔科部長を命ずる	
同	檜 垣 恵		堀 隆 樹
同	本 田 節 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	新 谷 朱 美	医療職（一）3級を命ずる	
同	中 岡 ヒトミ	県立中央病院心臓血管外科部長を命ずる	
同	二 宮 菊 代		山 中 研 二
同	竹 本 やす子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	青 野 祥 司	医療職（一）3級を命ずる	
同	吉 岡 龍 治	県立伊予三島病院産婦人科部長を命ずる	
同	北 村 咲 子		河 相 恵 子
同	山 下 哲 朗		平 松 伸 一
同	渡 邊 利 恵	愛媛県技術吏員に任命する	
同	立 田 みはる	医療職（一）2級を命ずる	
同	川 上 みどり	県立中央病院内科医長を命ずる（各通）	
同	原 緑		井 上 征 雄
同	岩 崎 美智子		橋 爪 健太郎
同	菰 田 牧 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	下 川 多英子	医療職（一）2級を命ずる	
願により本職を免ずる（各通）		県立中央病院外科医長を命ずる（各通）	
愛媛県技術吏員	湖 城 均		八 木 草 彦
同	立 野 博 也	愛媛県技術吏員に任命する	
同	加 藤 剛 志	医療職（一）2級を命ずる	
同	甲 谷 孝 史	県立今治病院外科医長を命ずる	
同	亀 井 倫 子		三 神 正 昭
同	阿 部 恵美子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	宮 本 友 美	医療職（一）2級を命ずる	
同	俊 野 昭 彦	県立今治病院精神科医長を命ずる	
同	曾我部 昇		北 條 宣 政
願により本職を免ずる 退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条） （各通）		愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立北宇和病院内科医長を命ずる	
			難 波 力
〇公営企業任免辞令 4月1日		愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院麻酔科副医長を命ずる （県立今治病院）	
	島 岡 永 剛	（同）	高 橋 由 博
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 県立南宇和病院勤務を命ずる		（同） （同） （同）	古 賀 繁 宏 住 友 夏 世 小 村 智 子

(県立南宇和病院)	中 川 博 道
(同)	三 好 和 生
(県立北宇和病院)	角 田 匠 房
(県立新居浜病院)	穴 田 克 己
愛媛県技術吏員に任命する	
医療職(一)1級を命ずる	
技師を命ずる	
(頭書)勤務を命ずる(各通)	
(県立伊予三島病院)	是 永 壮 史
(同)	野 中 理 津 子
(県立新居浜病院)	本 多 由 未 子
愛媛県技術吏員に任命する	
医療職(二)2級を命ずる	
技師を命ずる	
(頭書)勤務を命ずる(各通)	
	真 鍋 昭 生
愛媛県技術吏員に任命する	
医療職(二)1級を命ずる	
技師を命ずる	
県立中央病院勤務を命ずる	
(県立中央病院)	一 色 美 佳
(同)	宮 西 真 由 子
(同)	山 本 晃 子
(同)	宇 都 宮 三 記
(同)	竹 本 賀 子
(同)	山 岡 真 那 美
(同)	梶 原 理 絵
(同)	村 上 杏 里
(県立今治病院)	関 谷 義 美
(同)	吉 田 宏 美
(同)	南 條 洋 子
(同)	渡 部 大 志
(同)	米 家 睦 子
(県立伊予三島病院)	伊 藤 秀 隆
(同)	内 藤 友 希 枝
(同)	阿 久 津 里 枝
(県立南宇和病院)	和 泉 英 里
(同)	木 原 典 子
(同)	家 藤 円
(同)	堀 田 美 和
(県立新居浜病院)	近 藤 留 美
愛媛県技術吏員に任命する	
医療職(三)2級を命ずる	
技師を命ずる	
(頭書)勤務を命ずる(各通)	
	森 賀 昭 恵
愛媛県技術吏員に再任用する	
医療職(三)1級(週32時間勤務)を命ずる	
任期は平成16年3月31日までとする	
主任技師を命ずる	
県立新居浜病院勤務を命ずる	

